

令 7 廃リ対策第 551 号  
令和 8 年(2026 年)1 月 15 日

関係団体の長様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改定について（通知）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、環境省が、昨年 12 月に「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（WDS ガイドライン）」を改定したことに伴い、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル（環境省）」が別添のとおり改定されたのでお知らせします。

については、本マニュアルを踏まえ、引き続き感染性廃棄物の適正処理に努めていただきますよう、貴会員への周知をお願いします。

(参考)

環境省 HP [https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/post\\_36.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/post_36.html)



【産業廃棄物関係】産業廃棄物指導班 岸田 TEL : 083-933-2988

【一般廃棄物関係】セラエミッション推進班 内山 TEL : 083-933-2992

【共通】E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp